

8ページ〈修正〉

【各区障がい者基幹相談支援センター】身 知 精 難

※浪速区の所在地、電話番号およびファックスの変更

名 称	所 在 地	電 話	ファックス
浪速区障がい者基幹 相談支援センター	〒556-0026 浪速区浪速西 2-11-6	6563-9230	6562-0330

10ページ〈修正〉

【地域活動支援センター（生活支援型）】

※所在地の修正

事業所名称	郵便番号	所在地	電話	ファックス
地域活動支援センター こころの相談室リーフ	533-0031	東淀川区西淡路 2-8-15 きずな館	6815-8975	6815-8976

11ページ〈変更〉

【大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）】

※メールアドレスの変更

所 在 地：大阪市平野区喜連西6-2-55

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター2階

受付時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

電 話：6797-6931

ファックス：6797-6934

Eメール：elmosaka@fukspo.org

ホームページ：<https://www.elmosaka.org/>

14ページ〈修正〉

【障がい児等療育支援事業】身 知

※キャプテンフック、ひかりの削除、ひまわりの追加

障がい児等療育支援事業所

名 称	電 話	ファックス
	所 在 地	
ひまわり	6913-3377	6913-0451
	〒538-0031 鶴見区茨田大宮 2-2-22	

15ページ〈修正〉

【発達障がい児専門療育】

※対象となる方の修正

発達障がいのあるお子さんがその家族とともに、地域社会の一員として自尊心を持って自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援するため、概ね2週間に1回、保護者同伴によるお子さんの個別療育と保護者の方の研修を行います。

対象となる方：大阪市内にお住まいの方で、医師から「自閉スペクトラム症」・「自閉症」であるとの診断を受けた児童のうち、3歳児（年少児）～小学3年生の児童。

21 ページ〈修正〉

身体障がい者障がい程度等級表

※ ◆を表記しているものの説明ページの修正

◆を表記しているもの 交通機関の利用料金割引制度における第1種の身体障がい者を示しています（説明 68 ページ）	備考
★を表記しているもの 肢体不自由のうち「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい」については、次の条件に該当する場合に第1種の身体障がい者となります	
・上肢機能の障がい … 両上肢に障がいがある場合 ・移動機能の障がい … 両下肢に障がいがある場合	

22 ページ〈改定〉

※注2の年度の改定

（注2）「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方、及び育成医療における中間所得者（高額治療継続者を除く）の世帯に属する方に対する経過措置は、令和9年3月31日までの取扱いです。

25 ページ〈変更〉

【大阪市障がい者就業・生活支援センター】

※ 所在地、電話番号、ファックスの変更

名称	所在地	電話	ファックス	担当区
淀川地域障がい者就業・生活支援センター	〒532-0031 淀川区加島 1-60-46	4805-2485	6308-7220	西淀川、淀川、東淀川

31 ページ〈修正〉

【介護給付・訓練等給付】身 知 精 難

※ 内容の文章の修正

（2）訓練等給付

種別	内容
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する方等に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方等に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

33 ページ〈変更〉

※ホームページの URL の変更

（指定障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設にかかる情報について）

障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設にかかる情報については、本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業者所リストがあ

りますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当者へご確認ください。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>）

34 ページ〈追加〉

【補装具費の給付】 身 難

※所得区分の文言の追加

利用者負担額：定率 1 割

所得等に応じた負担上限月額が設定されています。（①の方は、利用者負担額減額・免除申請書等が必要です）

※18歳以上の方の補装具について、一定所得以上の世帯は、支給対象外となります。

	所得区分	負担上限月額
①	生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
②	市民税課税世帯で、③以外の方	37,200円
③	同一世帯の最多納税者の市民税所得割額が、46万円以上の方（18歳以上の方のみ※）	支給対象外

36 ページ〈修正〉

※障がい者手帳等の区分の修正

品目名	障がい者手帳等の区分	等級等	その他制限等
イヤーマフ・デジタル耳栓	知的障がいまたは精神障がい		聴覚過敏の方

37 ページ〈修正〉

※誤字の修正

品目名	障がい者手帳等の区分	等級等	その他制限等
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	視覚障がい	2級以上	学齢児以上。DAISY方式による再生が可能な製品
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音再生機）			学齢児以上。DAISY方式による録音・再生が可能な製品

38 ページ〈修正〉

※紙おむつの区分、制限等の修正

品目名	障がい者手帳等の区分	等級等	その他制限等
紙おむつ	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がい	1～7級	3歳以上で、脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方
	下肢機能障がいまたは体幹機能障がい、かつ知的障がいまたは音声・言語機能障がいまたは呼吸器機能障がい	下肢機能または体幹機能障がい2級以上	3歳以上で、知的障がい、または音声・言語機能障がい、または呼吸器機能障がい が起因となり、排尿もしくは排便の意思表示が困難な方
	下肢機能障がいまたは体幹機能障がい、かつ、難病等を有する方	下肢機能または体幹機能障がい	3歳以上で、難病等を有する方でその疾病が起因となり、排尿もしくは排便の意思表示が困難な方

42 ページ〈改定〉

【重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業】身 知 精 難

※対象者の改正

意思疎通が困難な重度の障がい者・児に対し、入院時にヘルパーを派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ります。

対象者：以下のいずれにも該当する方で、本事業による支援がなければ病院スタッフとの意思疎通が困難である方

- ・居宅介護、又は重度障がい者等包括支援による居宅介護の利用者
- ・単身生活者またはこれに準ずる世帯に属する方
- ・障がい支援区分認定調査項目のコミュニケーションの項目が「日常生活に支障がない」以外の方

※なお、重度訪問介護の利用者については、重度訪問介護事業において本事業と同様の支援を受けることができます。

【重度障がい者等就業支援事業】身 知 精 難

※その他の（※）の文言の修正

そ の 他

（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）第2の1の注1に定める指定重度訪問介護事業所、共生型重度訪問介護事業所、基準該当重度訪問介護事業所及び同報酬告示第3の1の注1に定める指定同行援護事業所、基準該当同行援護事業所並びに同報酬告示第4の1の注1に定める指定行動援護事業所、基準該当行動援護事業所をいう。

43 ページ〈変更〉

【地域活動支援センター事業】身 知 精 難

※郵便番号、所在地の変更

○地域活動支援センター（活動支援A型）

事業所名称	郵便番号	所在地	電話	ファックス
ワークステーション チャレンジ	556-0014	浪速区大国 3-9-17	6563-3113	7657-9179
ハートネット	547-0016	平野区長吉長原 2-12-5 1F	6707-3232	6707-3233

45 ページ〈修正〉

※大阪市地域活動支援センターデフ・ワークスの削除、生江障害者会館光生園のファックスの削除

○地域活動支援センター（活動支援B型）

事業所名称	郵便番号	所在地	電話	ファックス
生江障害者会館光生園	535-0005	旭区赤川 4-1-30	6921-6603	—

48 ページ〈変更〉

【障がい児相談支援給付】 身 知 精 難

※ホームページの URL の変更

※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

(URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>)

【障がい児通所給付（障がい児通所支援）】 身 知 精 難

※対象サービスの変更

障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、障がい児の保護者等に対し、児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援にかかる給付を行います。

サービスを利用する場合には、お住まいの区の下記窓口で申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があります。指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

対象となる方：身体・知的・精神障がい児・難病を有する児童

対象サービス：4種類（児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援）

49 ページ〈変更、修正〉

※ホームページの URL の変更、障がい児通所給付の内容の修正

※医療的ケアを必要とする障がい児が児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する場合、必要な医療的ケアや見守りの必要性等を主治医に判定してもらい、「医療的ケア判定スコア」を作成してもらう必要がある場合があります。詳しくは、本市ホームページをご参照ください。

(URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000621911.html>)

○障がい児通所給付

種別	対象者	内容
児童発達支援	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童、または難病を有する児童	障がい児に対する日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。 ※上記のほか、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、中核的な療育支援施設のことを「児童発達支援センター」といいます。肢体不自由のある児童に対しては、治療をあわせて行うこともあります。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児	就学中の障がい児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行います。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。
-------------	----------------------	--

※いずれも障がい者手帳の有無は問わず、こども相談センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>）

50 ページ〈修正、変更〉

【障がい児入所給付（障がい児入所支援）】 身 知 精 難

※福祉型障がい児入所施設の内容の修正、ホームページのURLの変更

○障がい児入所給付

種別	対象者	内容
福祉型障がい児入所施設	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は難病を有する児童	入所している障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行います。

※いずれも障がい者手帳の有無は問わず、こども相談センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>）

52 ページ〈改定〉

【難聴児補聴器給付事業】 身

※上限額の改定

上 限 額

	金額	内訳
購入費 (片耳当たり)	49,184円 (イヤモールドを含まない場合)	46,400円(補聴器基準額) × 1.06(仕入れ等に係る消費税相当分)
	59,254円 (イヤモールドを含む場合)	46,400円(補聴器基準額) + 9,500円(イヤモールド) × 1.06(仕入れ等に係る消費税相当分)
修理費 (片耳当たり)	33,496円 (ただし、修理内容に応じて支給額が異なります。)	31,600円(耳かけ型アンプ組立交換基準額) × 1.06(仕入れ等に係る消費税相当分)

58 ページ〈改定〉

※心身障がい者扶養共済の※の年度の改定

※本制度では、4月1日現在の年齢を4月1日から翌年3月31日までの年齢とします。
例えば、2024（令和6）年4月5日で65歳になられた方でも、2025（令和7）年3月31日までは64歳としますので、その日まで加入することが可能です（その日まで加入が承認されていることが必要です）。

59 ページ〈改定〉

※支給額の改定

【特別障がい者手当】身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20歳以上で、身体または精神（知的を含む）に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方

支給額：月額 28,840 円

【障がい児福祉手当】身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20歳未満で、身体または精神（知的を含む）に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方

支給額：月額 15,690 円

【特別児童扶養手当】身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20歳未満で、政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している方）

支給額：月額 重度の障がい 55,350 円 / 中程度の障がい 36,860 円

66～67 ページ〈改定〉

【介護人付無料乗車証・単独用無料乗車証・乗車料金割引証】身 知 精

※利用方法の改定、（※）番号の変更

対象者	種類	利用方法	割引率
●第1種身体障がい者（※1） ●第2種身体障がい者で（※2）に該当する者 ●12歳未満の身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児 ●重度・中度の知的障がい者 ●精神障がい者保健福祉手帳1級	介護人付 無料乗車証	バス運転士または駅改札口の係員に呈示。（※3） （ご利用は、介護人が同乗する場合があります（※4））	本人無料 介護人無料 （※8）
精神障がい者保健福祉手帳2級	単独用 無料乗車証	バス運転士に呈示または駅自動改札機に投入。	本人無料

上記以外の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者	乗車料金割引証	バス運転士に呈示の後、該当運賃を支払う。または、駅券売機で「特別割引」もしくは「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入（※5）（※6）。	本人5割引（※9）
特別児童扶養手当受給者（1級） 【生活保護受給者を除く】	乗車料金割引証 （券種限定）	バス運転士に呈示の後、該当運賃を支払う。または、駅券売機で「特別割引」もしくは「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入（※6）（※7）。	本人5割引（※9）

（※1）大阪市の基準で、第1種として認める方に限ります。（等級表は20～21ページに掲載しています。）

（※2）下肢3級の2、3、下肢障がい4～7級の複合により、総合等級が3級以上の方。

（※3）遠隔対応改札（駅係員のいない改札）では、インターホンを押して、インターホンの下の台に乗車証を置いてください。

（※4）申請により、単独でもご利用いただける「介護人付無料乗車証（単独乗車可）」の乗車証を交付する場合があります。「介護人付無料乗車証（単独乗車可）」により、単独でご利用される場合は、駅自動改札機を通ることができます。

（※5）普通券のほか、回数カード、定期券（共通全線定期券を除く）を購入できます。ただし、定期券については、定期券発売窓口、またはOsaka Metroの「定期券・PiTaPa WEB予約サービス」でご予約のうえ、駅のピンク色の券売機でご購入ください（介護人の通学定期券・小児のバス定期券は発売していません）。バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引の適用は、特別割引回数カードでのご利用に限ります。

（※6）駅券売機に「特別割引」もしくは「福祉」ボタンがない場合は、インターホンを押して、インターホンの下の台に割引証を置いてください。

（※7）普通券のほか、回数カードを購入できます。バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引の適用は、特別割引回数カードでのご利用に限ります。

（※8）車いす利用者の方は、介護人2人まで割引の対象となります。

（※9）Osaka Metro、大阪シティバスで定める割引運賃を適用します。

※深夜バス/オンデマンドバス（北区・福島区・生野区・平野区内運行分）/空港リムジンバス（関西空港～守口・天満橋線）/IKEA 鶴浜/ユニバーサル・スタジオ・ジャパン TM 行バスについては、割引の適用外です。

（身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引は適用されます。）

69 ページ〈変更〉

【鉄道（JRを除く）・バス】身 知

※問い合わせ名称及び営業時間の変更

●鉄道（JRを除く）

鉄道会社	問い合わせ先	利用できる方
●Osaka Metro （旧大阪市営地下鉄・ 旧ニュートラム）	Osaka Metro・シティバスお客さまセン ター 【電話】6582-1400 【営業時間】8:00～20:00（年中無休） 【ホームページ】 https://www.osakametro.co.jp/	●第1種身体障がい者 ●第1種知的障がい者 ●12歳未満の第2種身体障がい児・知的障がい児

70 ページ〈変更〉

●バス

バス会社	問い合わせ先	利用できる方	割引	利用方法
●大阪シティバス （旧大阪市営バス）	Osaka Metro・シティバス お客さまセンター 【電話】6582-1400 【営業時間】8:00～20:00 （年中無休） 【ホームページ】 https://www.citybus-osaka.co.jp	●第1種身体障がい者 ●第1種知的障がい者 ●12歳未満の第2種 身体障がい児・知的 障がい児	本人：5割引 介護人：5割引 ※本人単独乗車でも割引 運賃でご乗車いただけ ます ※車いす利用者の場合 は、介護人2人まで割 引の対象となります。 ※大阪シティバスで定め る特別割引運賃が適用 されます。	運転士に身体障 がい者手帳また は療育手帳を呈 示し、該当運賃を お支払いくださ い。

71～72 ページ〈改定〉

【大阪福祉タクシー総合配車センター】身 知 精 難

- ※ キャンセル料規定の追加（旅行会社を介した予約をとりやめる場合）
- ※ 貸し出し設備使用料の追加
- ※ 利用運賃、待料金、介助料金の改定

●キャンセルについて

予約を取り止める場合は、予約したタクシー事業者または大阪福祉タクシー総合配車センターに、お早めに電話連絡してください。当日配車後の取り止めについては、1,000円のキャンセル料が必要となります。無断でキャンセルした場合も同様です。

また、旅行業者を介した予約を取り止める場合は、次の期間に応じて1乗車につきキャンセル料が必要となります。

当日から	3日前まで	／2,500円
	4日～6日前まで	／2,000円
	7日～10日前まで	／1,500円
	11日～15日前まで	／1,000円
	16日～20日前まで	／500円

●貸し出し設備使用料の例

種 別	料 金	設 備 内 容 例
手押し車いす使用料	無 料	折り畳み式もあります。
リクライニング車いす使用料	1,000円	1乗車／1台・背もたれが頭部まであり、角度調節が可能です。

「一障がいのある方へー福祉のあらし（令和5年度版）」
第2回修正（令和6年4月現在）

簡易ストレッチャー使用料	1,000円	車いす状態から寝台状態まで、背もたれの調整が可能です。
ストレッチャー使用料	2,000円	1乗車/1台・180度タイプです。
(注) 当日中における同一車両での往復利用（1乗車）の場合にあっては、復路の使用料は無料となります。		

●ご利用運賃・料金の例

車種別	運賃		乗車定員例（運転者を除く）	
大型車	時間制運賃	実車走行距離が15km以内の運送について	〈車いすの場合〉 ・手押し車いす2台またはリクライニング車いす2台もしくは電動車いす2台と、同乗者2名～4名です。 ・手押し車いす1台またはリクライニング車いす1台もしくは電動車いす1台と、同乗者4名～6名です。 〈寝台の場合〉 ・ご本人（ストレッチャー1台）と、同乗者2名～4名です。	
		初乗運賃		加算運賃
		30分間まで		10分間までごとに
	3,500円	1,160円		
	距離制運賃	実車走行距離が15kmを超える運送について		
		初乗運賃		加算運賃
15kmまで		2kmまでごとに		
5,850円	870円			
普通車	時間制運賃	実車走行距離が15km以内の運送について	〈車いすの場合〉 手押し車いす1台またはリクライニング車いす1台と、同乗者2名～3名です（セダン車の場合は、本人は後部座席に乗車し、手押し車いすは折り畳んでトランクに収納します。乗車定員は4名です）。ただし、軽自動車の場合は、手押し車いす1台と、同乗者1名です。	
		初乗運賃		加算運賃
		30分間まで		10分間までごとに
	3,100円	1,030円		
	距離制運賃	実車走行距離が15kmを超える運送について		
		初乗運賃		加算運賃
15kmまで		2kmまでごとに		
5,150円	750円			

(注) 1. 乗車定員例（運転者を除く）は、目安として記載していますが、タクシー事業者の登録車種（車名）によって同乗者の人数が異なりますので、予約時にご確認ください。
2. セダン車の配置地域は、大阪市大正区です。

☆運賃の割引

- ・身体障害者割引 1割引（身体障害者手帳又は障害者アプリ「ミライロID」の提示が必要です。）
- ・知的障害者割引 1割引（知的障害者の療育手帳又は障害者アプリ「ミライロID」の提示が必要です。）
- ・軽自動車割引 1割引（軽自動車による運送について適用します。）

☆迎車回送料金

迎車のための回送 1回ごとに 300円

☆待料金

車種別	料	金	内	容
大型車	10分間までごとに	580円	実車走行距離が、15kmを超える運送（距離制運賃の適用）において、停車中に旅客より「待ち」の指示があった場合、その指示があった時から発車するまでの時間について適用します。	
普通車	10分間までごとに	520円		

●別途加算される介助料金等の例

種	別	料	金	介	助	内	容	例
乗降以外の介助を必要とする場合	一般介助料		1,000円	団地、マンション、病院、施設、学校、駅・空港ターミナルおよび自宅等の室内～車両間の介助を行った場合：1作業につき				
	階段介助料	①	2階まで（家族+運転者）/1,000円 2階以上1階ごと/500円	団地、マンション、病院、施設、学校および自宅等で身体に触れる介助（背負う・抱きかかえ）または担架で階段を昇降する場合				
	②	2階まで（運転者のみ）/1,500円 2階以上1階ごと/1,000円						

「一障がいのある方へー福祉のあらし（令和5年度版）」
第2回修正（令和6年4月現在）

乗務員が2名以上で対応する場合	介助要員料	3,000円	運転手以外の介助要員が必要な場合に手配を行い、利用者の指定した場所に到着した時から作業を終えるまで：1作業・1人につき
(注) 1 介助料金についての詳細は、大阪福祉タクシー総合配車センターまでお問い合わせください。 2 高速道路料金や有料駐車場などにかかる費用は利用者の実費負担となります。			

85 ページ〈修正〉

※住所の脱字

施設名	所在地	電話	利用時間	入場時間	休館日
	最寄駅				
大正屋内	《Osaka Metro》朝潮橋		9:00~20:30	9:00~20:00	12/28~1/4、月曜日 (祝日の場合は翌日)
	大正区小林東 3-3-25	6555-8950			
	《大阪シティバス》小林 《阪急》淡路 《大阪シティバス》東淡路1丁目				
東成屋内	東成区東中本 2-12-1	6972-6123	9:00~20:30	9:00~20:00	12/28~1/4 第2月曜日 (祝日の場合は翌日)
	神路公園内 《Osaka Metro》緑橋 《大阪シティバス》東中本2丁目				

90 ページ〈修正〉

【大阪市ハートフル Web サイト】

※ハートフル商店街の URL の脱字

- 「ハートフル商店街」のページ

URL : https://www.osaka-heartfulweb.jp/heartful_shopping_street/_pc/index.php

113 ページ〈修正〉

【障がい福祉関係団体】

※住所の誤字、脱字

名称	所在地・電話・ファックス（または URL）
公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会	〒540-0006 中央区法円坂 1-1-35 アネックスパル法円坂 A 棟 4 階 電話：06-6941-5797 FAX：06-6945-6135
公益社団法人 日本てんかん協会 大阪府支部	〒541-0046 中央区平野町 1-7-1 堺筋高橋ビル 5 階 B-503 電話：06-6205-0177 FAX：06-6205-0177

115~116 ページ〈変更〉

※任期及び相談員等の変更

【身体障がい者相談員名簿】

「一障がいのある方へー福祉のあらし（令和5年度版）」
第2回修正（令和6年4月現在）

【身体障がい者相談員名簿】（任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日）

区	氏名	種別	電話
北	宮田 千恵子	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6755-4774
都島	宮本 成男	肢体	6922-4748
	仲川 一昭	肢体	090-1481-9910
	小川 壽一	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6923-5337
	早川 佳子	肢体	6927-8110
福島	西田 伸吾	視覚	6468-2154
	重松 ま志子	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6462-6127
	栖川 興道	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6452-0677
	露峯 正一	聴覚	6451-0525
此花	山森 譲治	肢体	6464-6230
	渡部 賢一	肢体	6461-6795
	藤井 純藏	視覚	6464-2088
	太田 安造	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6464-2730
中央	細川 智恵子	肢体	6764-6050
	高倉 由子	視覚	4304-2080
	上野 成人	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ(050)1012-7498
	中村 八郎	聴覚	6777-9937
西	宮脇 淳	肢体	090-1137-2702
	本田 洋武	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6586-6731
	宮ノ畑 みえ子	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6445-5617
港	折元 幸子	視覚	6576-6868
	有田 克直	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6574-5019
大正	金城 豊秀	視覚	6552-8270
天王寺	橋本 昌秀	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6771-5672
浪速	中田 力	肢体	090-8122-3159
	山下 修平	視覚	6568-0132
西淀川	西田 正勝	肢体	6473-7717
	沼 順子	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6472-7984
	山本 美恵子	視覚	6472-0206

区	氏名	種別	電話
淀川	石本 恭仁子	視覚	090-8529-8507
	出口 義規	視覚	6301-0389
	上田 澄江	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6392-3539
	山口 美由紀	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6396-6176
東淀川	泉 博子	肢体	4967-7324
	寺元 誠一	肢体	6349-1348
	堀 忍	肢体	6329-0315
	北村 保子	視覚	6321-8222
	鈴木 昭二	視覚	6340-3082
	中野 弘之	視覚	6322-8028
	石垣 英明	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6340-2205
東成	國本 峯成	肢体	090-3826-1396
	水落 一夫	肢体	6981-2182
	田村 憲司	視覚	6974-9328
	松下 美代子	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6973-6520
生野	御崎 綾子	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6973-0795
	西原 成幸	肢体	6716-0303
	芳村 政基	肢体	6752-0988
	山野 一美	視覚	090-6902-4479
旭	林 國彦	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6754-7135
	古井 義弘	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6794-2188
	岡田 清美	肢体	6956-5868
	多田 芳美	肢体	6955-3375
城東	高橋 久子	視覚	6951-5636
	鈴木 邦義	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6952-1475
	石原 正美	肢体	6963-3291
	野中 和哉	肢体	6967-2160
	秦 栄子	肢体	6180-1190
	板垣 嗣久	肢体	090-3922-9381
城東	橋本 富雄	視覚	6934-3148
	星沢 篤	聴覚	ﾌﾞｯｸｽ6936-7644

「一障がいのある方へー福祉のあらし（令和5年度版）」
第2回修正（令和6年4月現在）

区	氏名	種別	電話
鶴見	堀部 光雄	視覚	6967-3795
	江川 隆幸	聴覚	ﾌｯｸｽ6995-4656
阿倍野	山梨 徳治	肢体	6694-1877
	柏村 富士子	肢体	6622-6834
	金光 弓子	視覚	090-4762-1699
	深谷 絵美	視覚	080-4499-9596
	梅本 哲哉	聴覚	ﾌｯｸｽ6659-1810
	岸本 宗也	聴覚	ﾌｯｸｽ6622-8073
	山下 勝博	視覚	6671-4833
住之江	勝部 憲治	肢体	6685-5881
	和田 和子	視覚	6683-7819
	相良 真貴子	聴覚	ﾌｯｸｽ6675-7224
	岩井 千草	聴覚	ﾌｯｸｽ6672-2033
	田中 英次	肢体	090-6757-2492
住吉	谷口 光敏	肢体	6607-0650
	佃井 敏通	肢体	6608-5884
	中平 照敏	視覚	6696-6414
	松本 義和	視覚	090-3990-9031
	千葉 文恵	聴覚	ﾌｯｸｽ6185-8941
	久野 真佐美	聴覚	ﾌｯｸｽ6675-6877
	高田 敏秀	肢体	6702-3523
東住吉	津川 光生	肢体	6719-1225
	鈴木 恭子	視覚	6691-5952
	西村 登代子	視覚	6607-6287
	小坪 琢平	肢体	6760-2671
	小野 健太郎	肢体	6708-6289
平野	古賀 昭吉	視覚	6707-5999
	山下 剛	視覚	6797-6004
	田中 正	聴覚	ﾌｯｸｽ6703-9188
	橋本 敏雄	肢体	6568-5395
西成	宮本 浩	視覚	090-6972-1219
	塩川 弥津子	聴覚	ﾌｯｸｽ6659-8680

区	氏名	種別	電話
大阪市	手嶋 勇一	肢体	6716-8564
	川越 利信	視覚	090-7103-9589
	廣田 しづえ	聴覚	ﾌｯｸｽ6965-8370

119ページ〈修正〉

※浪速区タクシー事業所名の誤字

リフト付タクシー給付券が利用できるタクシー会社【大阪市内24区】

区名	会社または事業所	電話	運行車両車種	
			大型	※普通
浪速	あいのケアタクシー	06-6649-1188		○
	介護タクシーふうせん	06-6561-0530		○
	日清住宅サービス(株)	06-6630-2223	○	○
	ライフ介護タクシー	080-2503-9333	○	
	kokua care cab	090-3847-7788	○	